

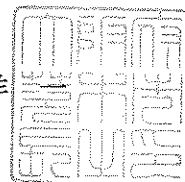
茨木市告示第 419 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に定める北部大阪都市計画地区計画（阪急茨木市駅西地区地区計画）を決定するにあたり、茨木市地区計画等の案の作成手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供するので、次のとおり公告する。

なお、同条例第 4 条の規定により、同法第 16 条第 2 項に規定する土地の所有者等は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに茨木市長に意見書を提出することができる。

令和 2 年 10 月 21 日

茨木市長 福岡 洋



記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 地区計画等の種類      | 地区計画  |
| 2 地区計画等の名称      | 阪急茨木市駅西地区地区計画   |
| 3 都市計画を定める土地の区域 | 茨木市永代町地内  |
| 4 都市計画の案の縦覧場所   | 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号<br>茨木市都市整備部市街地新生課   |
| 5 縦覧期間          | 令和 2 年 10 月 22 日から<br>令和 2 年 11 月 4 日まで<br>(閉庁日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで)   |
| 6 意見書の提出先及び提出期限 |   |
| (1) 提出先         | 〒567-8505<br>茨木市駅前三丁目 8 番 13 号<br>茨木市都市整備部市街地新生課<br>(TEL 072-655-2761 FAX 072-620-1730)<br>(Email shigaichi_b@city.ibaraki.lg.jp)<br>※意見書の提出は窓口を持参、郵送、FAX 又はメール |
| (2) 提出期限        | 令和 2 年 11 月 11 日まで  |